

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：12201

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17H02660

研究課題名(和文)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究

研究課題名(英文)Historical Study on Functions of Certificate Examination System for Elementary School Teachers in Pre-War Japanese Elementary School Teacher Training

研究代表者

丸山 剛史 (MARUYAMA, Tsuyoshi)

宇都宮大学・共同教育学部・准教授

研究者番号：40365549

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は第二次世界大戦前日本の小学校教員検定制度に関する歴史的研究として、特徴的な府県の小学校教員検定関係規則を比較検討するとともに、可能な限り制度の運用実態を検討すること等により、小学校教員検定制度の特質をより詳細に明らかにし、同制度が小学校教員養成に果たした役割を明らかにすることを目的とした。検討の結果、京都府のように他府県受験者も積極的に受け入れた場合もあったが、出願時に人物評価が行われ、誰でも受験できたわけではなかったこと、長野県では本科正教員検定において県知事の関与が強かったこと、他方で赤羽王郎に対する無試験検定受験勸奨のように県学務部関係者の意向が強く働くこと等も明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

(1) 本研究の学術的意義として、1) 「小学校教員養成史は師範学校史と同一ではなく、検定試験制度史を合わせて明らかにしなければその研究は完結しない」とされてきた小学校教員検定制度史について、府県事例研究を積み重ね、府県間の共通点、相違点を明らかにするなどし、小学校教員養成史の全体像解明のための基盤を構築できたこと、2) 師範学校史と私立学校史の狭間で見落とされてきた非師範系の教員養成の要点と構造の解明が進み、見落とされてきた分野の開拓を進めたことがあげられる。(2) 社会的意義に関しては法律よりも学習指導要領の方が影響力をもつとされる日本の教員の特性理解に基礎的知見を与えることができたと考えている。

研究成果の概要(英文)：This study is historical analysis on the elementary school teacher certification system in the pre-war Japan. The purpose of this study is to clarify the characteristics of the elementary school teacher certification system in more detail and to clarify functions of the system in the training of elementary school teachers. The main results summarized as follows: There were cases where examinees from other prefectures, such as Kyoto Prefecture, were actively accepted, but the person was evaluated at the time of application, and not everyone was able to take the examination. It was also clarified that the prefectural governor was strongly involved, and on the other hand, the intention of the prefectural educational affairs department officials was strong, such as the recommendation for the non-examination certification for Akaba Oro.

研究分野：日本教員養成史

キーワード：小学校教員検定 小学校教員養成 小学校

1. 研究開始当初の背景

(1) 教員検定制度は、「大学などの教職課程の修了によって教員免許状を取得する方法とは別に、試験によって資格を検定する制度をいう」(土屋基規「教員検定試験制度」『新版 教育小事典』学陽書房、2011年)とされる。わが国では明治前期に形成され、第二次大戦後の新学制発足に際して廃止されたが、1953年度から単位修得試験として復活している。近年、戦前の中等教員検定(師範学校・中学校・高等女学校教員検定、いわゆる文検)の制度と運用実態に関する研究が進展したが、同検定とほぼ同時期に形成された小学校教員検定制度は等閑視されてきた。

(2) 日本教員養成史研究の一環としての第二次大戦前日本の小学校・国民学校教員(以下、初等教員)検定制度史研究の必要性は1970年代から指摘されていた。近年では船寄俊雄が「小学校教員養成史は師範学校史と同一ではなく、検定試験制度史を合わせて明らかにしなければその研究は完結しない」、「小学校教員養成史研究を完結させるためには、必ず取り組まなければならない課題である」と二度にわたり指摘した(船寄「教員養成史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第13号、1994年、同「日本の教員史研究」『教育史研究の最前線』日本図書センター、2007年)。

(3) 船寄の指摘以前では、牧昌見が教員資格制度史研究の一環として初等教員検定制度の中央法令の制定と変遷を明らかにしたことが着目される(牧『日本教員資格制度史研究』風間書房、1971年)。しかし、牧は、「初等教員資格制度の歴史的課題は養成レベルの高度化と検定方式の排除に集約されるが、実体的には『養成による質』と『検定による量』との相克の過程であった」と結論づけ、師範学校と初等教員検定を対比的に捉え、教員検定をも包摂した初等教員養成における国家関与の方法及び程度の問題には言及していなかった。

船寄は、近年の教育系大学・学部が存在意義が問われる状況において、「大学における教員養成」原則及び免許状授与における「開放制」という二つの戦後教員養成改革理念の再把握の必要性を指摘し(船寄『近代日本中等教員養成論争史論』学文社、1998年)その際、岡本洋三の指摘、すなわち「教員養成における国家の関与の内容」を論点とした。岡本は戦前の初等教員には「師範教育によらないで教員になりうる道が『試験検定制度』として用意されていた」と述べていた(岡本「教育学部史研究ノート(1)」『鹿児島大学教育学部紀要 人文・社会科学篇』第32巻、1980年)。しかし、同制度の実施主体は府県であり、詳細は未解明であった。

その後、井上恵美子が代表者となり、船寄も参加し、笠間賢二、坂口謙一・内田徹、疋田祥人らが初等教員検定制度史の共同研究に着手した(井上『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究』、2006年)。井上らは、検定の実施主体が府県であることをふまえ、中央政策動向に留意しつつ、1900-20年代の宮城県、1900-41年の兵庫県、1890-1913年の東京府等の事例を検討した。丸山剛史も共同研究に参加し、明治末から大正期及び第二次大戦中の静岡県について2つの事例を検討した。

上記の共同研究を契機とし、笠間、山本朗登、釜田史らが府県初等教員検定制度史の事例研究に継続的に取り組んだ。笠間は引き続き宮城県を、山本は兵庫県、釜田は秋田県を対象化した。教員検定を利用した岡山県の私立教員養成所の研究に取り組んだ遠藤健治の事例研究も看過できない。特に釜田の研究は、秋田県庁文書を駆使して、通史を記述した点で画期的であった(釜田『秋田県小学校教員養成史研究序説』学文社、2012年)。ただし、秋田県の児童数は全国29位(1940年時点)であり、中位に位置していた。

2011年以降は、丸山が研究代表者となり、井上、笠間、山本、釜田、内田、遠藤らとともに二度にわたり、連続して科学研究費補助金交付を受け、府県事例研究を積み重ねてきた。

2011-13年度・基盤研究(C)丸山・研究代表「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究」は、静岡県を通史的事例研究を中心に据え、論点の検討を深めた。静岡県は児童数(全国8位)師範学校数(3校)とともに全国で上位に位置していた。検討の結果、地方において、中央法令にはない臨時試験検定が創出・普及していたことが明らかになるとともに、府県による相違も明らかになってきた。また、無試験検定、試験検定いずれの場合も願書提出の際、市町村長の証明や奥書添付を求めており、願書提出の段階で人物評価に関する審査が行われていたことも明らかになった。

その他、遅くとも1922年には、特定の学校の卒業者を指定して無試験検定あるいは臨時試験検定を行う教員検定が各地で行われていたことも明らかになった。中等教員養成の許可学校と類似のシステムが初等教員にも存在したことがわかり、引き続き注視することとなった。

2014-16年度・基盤研究(C)丸山・研究代表「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究」は、対象を東京(児童数全国1位)大阪(2位)群馬(21位)栃木(22位)等に広げ通史的事例府県比較を行うとともに、無試験検定及び臨時試験検定の指定校・資格付与校(特に無試験検定、以下、無試験検定認定校)の事例発掘に取り組んだ。

(4) 上記の研究により府県の相違が見え始めたので、資料の残存状況に考慮しつつ、対象を拡大し、全体像解明に挑むこととした。また、関係資料にあたるなかで、これまで不明であった中央法令制定・改正過程についても検討の余地があるように思われ、法令起草・整文関係史料である『公文録』、『公文類聚』も復刻されたので、中央法令制定・改正過程検討も構想するに至った。

2. 研究の目的

本研究は、第二次大戦前日本の小学校・国民学校教員（以下、初等教員）検定制度の府県比較と中央の初等教員検定制度法令制定・改正過程に関する総合的研究として、(1) 府県比較に関しては特徴的な府県の初等教員検定制度規則とその運用実態に関する通史的事例を比較検討し、(2) 中央法令制定・改正過程に関しては『公文録』、『公文類聚』等の法令起草・整文関係史料、文部省関係者の論考、文部省の教育会・小学校長会議への諮問・答申を検討することにより、初等教員検定制度の特質に関する考察を深めつつ同検定制度の全体像及び、同検定制度が初等教員養成に果たした役割を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、1872年から1947年までを対象とし、「小学校教員検定等二関スル細則（1891）小学校令施行規則改正による教員免許状の終身有効・全国通用化（1913）国民学校令・同施行規則（1941）を指標とし5期に区分する。

府県比較に関しては、京都府、北海道、長野県、鳥取県等を主な対象とし、各府県の公報、統計書、教育会機関誌を用い、各府県の初等教員検定制度規則の内容及び形成から廃止までの過程、師範学校（教員講習科含む）との関係、師範学校以外の教員養成施設（教員養成所・教員養成講習会）の有無、無試験検定認定校の有無等に留意して分析した。

中央の関係法令制定・改正過程に関しては、『公文録』、『公文類聚』、法令制定改正時の文部大臣・次官・普通学務局長の初等教員養成論・教員検定に対する見解、文部省による教育会・小学校長会議への諮問・答申を検討した。

4. 研究成果

(1) 府県比較研究

府県比較事例研究に関しては、取り上げたいずれの府県においても初等教員検定制度を活用した有資格教員供給の取り組みが行われていたこと、しかし、その取り組み方はかなり異なっていたことが明らかになった。

京都府の事例研究

京都府は、小学校教員検定制度史研究の動向の「先駆け」となった論考において対象とされていた府県であり、先行研究では「大正期にはいり、府による教員供給が安定するにいたって、教育会の教員養成事業は幕をとじることになる」と記されていた。しかし、今回の検討において、大正期以降も京都府教育会「教員検定部」により「夏期学校」「冬期学校」が開催され、ここで臨時試験検定が実施されていたことが明らかになった。しかも、この夏期・冬期学校開催と受講者募集の通知は全国の府県教育会雑誌に掲載されていた。すなわち、受講者を全国に求めていた。同学校の目的は、尋常小学校本科正教員を「絶無たらしむる」こととされ、尋本正を対象として想定し、教員の学力・資質向上のために実施された。同学校は1926年に始まり、1940年まで実施されたことが確認できた。

また、京都府は、1931年以降、「小学校令施行細則」において、一定の要件を満たす公私立学校卒業生に対して臨時試験検定を行うことが条文中に書き込まれることになったことが今回の検討で明らかになった。細則での明記はすでに知られている大阪府の無試験検定資格付与・取扱認定校制度より1年早いものであった。京都府は大阪府のモデルとなった可能性がある。

京都府に関しては、無試験検定認定校システム、特に認定校審査過程の解明が進んだ。認定校審査過程では、実地視察も行われ、教育実習など、「教育学ノ学修」が問われていた。

その他、京都府でも1923年及び昭和10年代には無試験検定あるいは臨時試験検定をセットにした府主催の教員養成講習が開催されていた。取得可能な教員免許状は尋本正及び国民学校初等科訓導であった。

北海道の事例研究

小学校教員検定合格者数が他府県に比べ極端に多く、女子師範学校設置が全国で最も遅かった事例として北海道を対象化した。検定合格者数（1900-40年までの総数）に関しては、北海道は試験検定では尋本正、無試験検定では尋本正、小学校専科正教員、小学校准教員、尋常小学校准教員で全国最多であった。女子師範学校設置に関しては1940年に至り、ようやく設置された。

北海道では当初、「特典」として検定手数料を徴収せず、不足する教員の補充に小学校教員検定制度を利用してしたが、道内の師範学校卒業生が他府県の教員検定に出願し、道外に出て行くとする動きもあり、取り締まりが行われるほどであった。

明治40年代には、北海道教育会が尋常小学校本科正教員養成を目的とした短期講習会及び常設講習会を開催するようになった。同講習会は、国語、算術、体操、教育など特定の科目に限定され、同講習会において臨時試験検定が施行されることになっていた。このように、小学校教員検定をセットにした教員養成講習会は、特定の科目に限定して行われることもあったことが明らかになった。同講習会は1929年まで開催されていたことも判明した。

その他、1938、39 年度には道内の公私立中学校・高等女学校卒業・修了生を対象とした尋常小学校本科正教員臨時試験検定施行も計画・実施されたことが明らかになった。試験（予定）地として 12 の高等女学校、3 つの中学校在職者が挙げられ、教育、理科、音楽の各科目に限定した小学校教員検定を大規模に計画し、尋本正供給が図られた。

女子師範学校の代替を庁立高等女学校補習科が担っていたことは先行研究で指摘されていたが、今回の検討では私立高等女学校も検定の対象になっていたこと、しかも無試験検定が実施されていた可能性があることが明らかになった。北海道の高等女学校補習科は、「教員が足りない時期には期待を受ける一方、教員数がだぶつければ一転して冷遇されるという都合のよい調整場所として扱われていた」（大谷奨）。

長野県の事例研究

小学校本科正教員、小学校専科正教員、小学校准教員の試験検定において全国最多の合格者を排出し、府県庁文書の残存状況も良好であり、県学務課自体が積極的に小学校教員検定制度を利用したとみられる、特徴的な府県として長野県を対象化した。

長野県の場合、出願方法は他府県と同様であると思われたが、願書書式が試験検定用と無試験検定用に明確に区別され記入事項が異なり、受験者に佳良証明年月日や点数を詳細に記入させた点は先行研究で検討された府県と異なっていた。特に学校在職者が出願する際に校長が作成する副申書の書式を定めたのは長野県だけであった。

その他、臨時試験検定の対象となる講習会開設に関して「知事ノ指揮」を明記していたこと、合わせて本科正教員養成講習会開設を知事以外に認めなかったこと（1902 年以降）、「郡市長ノ特ニ稟申セル出願者」は定期試験検定の規定に拠らずに出願可能とされたこと（1911-24 年）、期間は限られるが、「知事ノ指揮」による講習所・講習会修了者以外は一年以上の教職経験がないと本科正教員試験検定を受験できないとされていたこと（1917-24 年）が確認された。これらは他府県ではほとんどみられなかったことであり、知事・郡市長の管理ないしは関与が強かったことは長野県的特質として指摘できよう。

なお、「小学校教員検定」という名称は確認した限りでは、長野県で 1886 年に制定された「小学校教員検定試験細則」が最も早いものであった。理由や偶然か否かは定かでない。

長野県については、検定制度利用の実例を拾い上げることができた。

明治後期に検定制度を利用した小松伝七郎の場合は、第三種講習科にて尋准免許状を取得し、その後、長野師範学校内の第一種講習科において尋正・小准免許状を取得し、最終的に小学校勤務の傍ら小本正試験に合格していたが、第一種講習科修了時に「成績優秀な者には物理、化学、博物、図画、算術、体操の六科目につきては本科正教員の検定試験を受ける際に受験しなくてもよいという証明書」が出されていたことが明らかになった。これは小本正試験検定受験への誘因となったであろう。

大正期に代用教員から小本正免許状を取得していた赤羽王郎の場合は、「守屋喜七氏が県（視学）にいたとき、- わたしが玉川（諏訪郡玉川尋常高等小学校）にいたときじゃないか -、来て、「無試験検定で、資格をくれる」といったが、「おらあ、そんな資格いらねえ」といったら、「てめえ、むらっておけ」ということで、まあ、なにかくれましたです。紙きれを、免状ですか・・・」と県視学の意向が強く働くかたちで小本正免許状が与えられていたことも明らかになった。

この他にも、郷土地理学の開拓者として知られる三沢勝衛、キリスト教・長野教会において重要な役割を果たした小原福治、哲学者として知られる務台理作も検定出身教員、検定制度利用者であり、今回の検討により検定制度利用に至る経緯や動機を確認することができた。

鳥取県の事例研究

1900-40 年にかけて児童数が他府県ほど大きく変化せず、全国で最も少なかった鳥取県も対象化した。鳥取県は「師範学校卒業によらずに教員検定によって免許状を取得した教員が地域の教育の中核に位置した例のある地域」（白石崇人）で知られていた。今回の検討において関係規則等を検討するなかで、「当初は専科正教員・准教員確保を目指して運用が始まり、次第に本科正教員確保にも活用されるようになった」こと、1897-1900 年には「鳥取県師範学校小学校教員講習科・高等女学校補習科と検定制度との関連付けによって検定受験の機会拡大・利便性向上が試みられた」こと、1918 年には「農業科教員の確保に、教員検定が運用されるようになっていた」こと、等があきらかになった。児童数が全国最少ない鳥取県でも教員検定により有資格教員の供給が図られていた。

昭和初期女教員の小学校教員検定制度利用の事例研究

小学校教員検定制度を用いて教員となった人物の手記が見つかり、今回の検討では手記の記述を当時の資料で裏付けながら、教員検定受験と免許状上進の経緯を検討した。手記を記した田口ハルは、埼玉県出身の元小学校教員であり、当初から教員志望であったが、家族構成と出生地の地理的条件から上級学校への進学は許されなかった。しかし、偶然手にした新聞記事から独学による教員検定受験を決意し、早稲田大学出版部の講義録「高等女学講義」を受講し始め、付録雑誌により小学校教員検定を知った。こうして小学校教員検定制度を知ると、まもなく出生地の埼玉県にて受験し始めた。田口は科目合格を積み重ねるが、時間がかかるためと叔母の事例を知っていたためか、受験地を群馬県に切り替えて受験し、群馬県で尋常小学校准教員の試験検定に合格し、免許状を手にした。尋順に合格すると、埼玉県内の小学校に代用教員として勤務した。その後、勤務しながら小学校専科正教員試験検定にも合格した。このように、二県にまたがり、しかも勤務地ではない県で小学校教員検定を受験し、合格する事例もあった。

(2) 中央法令制定・改正過程に関する研究

中央法令制定・改正過程に関しては、『公文録』『公文類聚』、師範学校長会議議事録等には関係資料・記述を見つけ出すことはできなかったが、関係者の雑誌記事のなかに小学校教員検定制、小学校教員免許状制度の改定に関する記述を見つけることができた。

「小学校教員検定等二関スル規則」制定

これまで、1890年10月下旬から江木千之らを中心に「新法令施行方案審査委員会」が組織されて検討が進められていたことは知られていたが、今回の検討により、同委員会メンバーの一人、篠田利英が『上野教育会教育雑誌』に委員会の検討状況について記していたことが判明した。篠田の記事では1891年2月頃、「教員検定法」等を検討していたことが伝えられていた。また、同じ時期、篠田らは東京茗溪会の取り組みとして、「尋常師範学校及尋常中学校ノ制度取調委員」として尋常師範学校卒業生を卒業後直ちに正教員として勤務させるか否か等を検討していた。当時は、尋常師範学校等にて学校紛擾が発生するとともに師範学校存廃論が話題になっていたときであった。こうした検討の直後、尋常師範学校卒業生も直ちに小学校本科正教員の教員免許状を与えないとする「小学校教員検定等二関スル規則」が制定された。

尋常師範学校卒業生への小本正免許状附与

尋常師範学校卒業生が教職経験を問われることなく、卒業時に甲種検定(後の無試験検定)により正教員免許状が与えられるようになったのは1894年であるが、これまでこの変更の経緯は解明されてこなかった。今回、この当時、文部大臣の命を受けて「小学校本科正教員補充方法取調委員会」が組織されていたことが判明した。『函館教育協会雑誌』(第101号、1893年)に「文部大臣ヨリ同委員ヲ命セラレタル文部参事官寺田勇吉氏外文部属四名八其後同伴二関シー二回ノ打合会ヲ開キタルモ未タ全ク委員会ヲ開クノ運ヒニ至ラス目下各委員ノ手許ニ於テ取調ニ関スル方針等調査中ナリト云」と伝えられていた。小学校本科正教員補充が問題にされ、文部省内で補充策が検討されていたことが判明した。

小学校教員免許状全国通用化 = 他府県転入に際し検定受験不要

1913年の小学校教員免許状の全国通用化に関しても記録が残されていることが判明した。小学校教員免許状の全国通用化は小学校教員検定制そのものではないが、免許状の全国通用化により他府県からの転入に際し、小学校教員検定受験を不要にさせた。その意味で、小学校教員検定制史では看過できない変化である。

この全国通用化に関しては『都市教育』誌に「小学教員の免状統一」に関する記事が掲載されており、記事において枢密院で小学校令改正の審議が行われることが記されていた。この記述を手がかりに枢密院会議録を確認すると、この頃、植民地へ異動する教員が多くなり、府県知事では管理が困難になり、全国通用化させることにしたという趣旨の内容が記されていた。教員免許の全国通用化は教員管理の観点から行われた施策であった。

(3) まとめ

無試験検定合格者が多いことは知られていたが、この点に関して、教員不足・教員供給の必要性とは直接的に関係のないかたちで、一定の要件を満たし、府県知事から認可を得た学校の卒業生は無試験検定等により教員免許状が与えられる無試験検定認定校のシステムがより詳細に、より実証的に明らかになってきた。こうした学校の卒業生が大量の検定合格者に繋がったものと考えられる。師範学校史と私立学校史の狭間にあり、従来、あまり光があたりなかった部分に光があたり始めたと考えている。

教員不足・供給の必要性が指摘され、師範学校の新增設が困難な場合は臨時試験検定をセットにした教員養成講習会、教員養成所が設けられていたことが全国規模で確認できた。中等教員検定にはみられない臨時試験検定というシステムは小学校教員検定の特質の一つとして指摘できよう。その際、京都府における京都府教育会主催夏期・冬期学校、長野県の本科正教員養成管理の厳格さは特筆すべき事項であると考えられる。

師範学校入学者選抜は人物評価を伴い、各地から推挙等で集められたわけであるが、尋准免許を取得させ、そこから師範学校入学へと導く場合が少なくなかった。

このようにみえてくると、小学校教員検定は、師範学校制度を含め、戦前日本の小学校教員養成を下支えする制度であったと考えることができよう。

引用文献

丸山剛史(研究代表者)『平成29年度～令和3年度科学研究費補助金 基盤研究(B) 研究成果報告書(中間報告書) 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究』(2021年、全185ページ)、丸山「旧学制下長野県の小学校教員検定制」(『宇都宮大学共同教育学部研究紀要』第72号、2022年、539-566ページ)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 笠間賢二	4. 巻
2. 論文標題 小学校教員無試験検定の研究 宮城県を事例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 平成29年度-令和3年度科学研究補助金基盤研究(B)研究成果報告書(中間報告書)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究	6. 最初と最後の頁 7-30
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 釜田史	4. 巻
2. 論文標題 小学校教員無試験検定に関する研究 東京府の場合	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 平成29年度-令和3年度科学研究補助金基盤研究(B)研究成果報告書(中間報告書)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究	6. 最初と最後の頁 53-67
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石崇人	4. 巻
2. 論文標題 1886～1929年鳥取県の小学校教員検定制度 細則・規程、試験検定、師範学校教員講習科、農学校教員養成科について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 平成29年度-令和3年度科学研究補助金基盤研究(B)研究成果報告書(中間報告書)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究	6. 最初と最後の頁 69-82
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷奨	4. 巻
2. 論文標題 北海道の高等女学校における小学校教員養成 補習科と無試験検定を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 平成29年度-令和3年度科学研究補助金基盤研究(B)研究成果報告書(中間報告書)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究	6. 最初と最後の頁 83-101
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山剛史	4. 巻
2. 論文標題 北海道の小学校教員検定 関係規則の変遷と本科正教員供給のための臨時試験検定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 平成29年度-令和3年度科学研究補助金基盤研究(B)研究成果報告書(中間報告書)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究	6. 最初と最後の頁 103-118
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山剛史	4. 巻
2. 論文標題 京都府の小学校教員検定 関係規則の変遷と京都府の教員養成講習	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 平成29年度-令和3年度科学研究補助金基盤研究(B)研究成果報告書(中間報告書)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究	6. 最初と最後の頁 119-130
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 亀澤朋恵	4. 巻
2. 論文標題 京都府教育会の夏期学校・冬期学校	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 平成29年度-令和3年度科学研究補助金基盤研究(B)研究成果報告書(中間報告書)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究	6. 最初と最後の頁 131-148
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田徹	4. 巻
2. 論文標題 昭和戦前期の女教員の小学校教員検定利用に関する事例研究	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 平成29年度-令和3年度科学研究補助金基盤研究(B)研究成果報告書(中間報告書)戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究	6. 最初と最後の頁 149-158
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田徹・丸山剛史	4. 巻 62
2. 論文標題 旧学制下埼玉県の小学校教育員検定制度：1900年以降	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 浦和論叢	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上 恵美子	4. 巻 55
2. 論文標題 「小学校教員無試験検定認定校」認定に関する研究 - 京都府における審査過程を中心に -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 紀要（フェリス女学院大学文学部）	6. 最初と最後の頁 1-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田徹・丸山剛史	4. 巻 60
2. 論文標題 旧学制下埼玉県の小学校教育員検定制度 -1900年以前-	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 浦和論叢	6. 最初と最後の頁 79-96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 丸山剛史	4. 巻 72
2. 論文標題 旧学制下長野県の小学校教育員検定制度	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 宇都宮大学共同教育学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 539-566
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 内田徹	4. 巻 66
2. 論文標題 受験体験記からみた小学校教員検定合格者のライフヒストリー(1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 浦和論叢	6. 最初と最後の頁 73-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 船寄俊雄	4. 巻 35
2. 論文標題 「大学における教員養成」原則の歴史的研究	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 戦後教育史研究	6. 最初と最後の頁 89-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石崇人	4. 巻 56
2. 論文標題 沼田良三・實文書について - 幕末三原の漢学者から明治大正昭和公立学校長への転身	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 広島文教大学紀要	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 丸山剛史
2. 発表標題 樺太の小学校教員、小学校教員検定
3. 学会等名 日本植民地教育史研究会第44回定例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 白石崇人
2. 発表標題 沼田良三・實文書について - 幕末三原の漢学者から明治大正昭和公立学校長への転身
3. 学会等名 中国四国教育学会第73回大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 船寄 俊雄、近現代日本教員史研究会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 風間書房	5. 総ページ数 802
3. 書名 近現代日本教員史研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	白石 崇人 (Shiraishi Takato) (00512568)	広島文教大学・教育学部・准教授 (35407)	
研究分担者	内田 徹 (Uchida Toru) (00633801)	浦和大学・こども学部・講師 (32423)	
研究分担者	船寄 俊雄 (Funaki Toshio) (40181432)	大阪信愛学院短期大学・その他部局等・教授 (44412)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	釜田 史 (Kamata Fumito) (60548387)	愛知教育大学・教育学部・准教授 (13902)	
研究分担者	亀澤 朋恵 (KamezawaKamezawa Tomoe) (60736239)	高田短期大学・子ども学科・講師 (44105)	
研究分担者	大谷 奨 (Otani Susumu) (70223857)	筑波大学・人間系・教授 (12102)	
研究分担者	井上 恵美子 (Inoue Emiko) (80259316)	フェリス女学院大学・文学部・教授 (32711)	
研究分担者	笠間 賢二 (Kasama Kenjii) (50161013)	宮城教育大学・その他部局等・名誉教授 (11302)	
研究分担者	山本 朗登 (Yamamoto Akito) (60611704)	山口芸術短期大学・保育学科・准教授 (45506)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------